

田原本町告示第50-2号

田原本町合併60周年記念ロゴマークの使用に関する要綱を次のように定める。

平成28年7月1日

田原本町長 森 章 浩

田原本町合併60周年記念ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原本町合併60周年記念事業（以下「記念事業」という。）の実施に際し制定する田原本町合併60周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(デザイン等)

第2条 ロゴマークの形状及び色彩は、別図のとおりとする。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、田原本町合併60周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）及び企画書を町長に提出しその承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国及び地方公共団体が使用するとき。
- (2) 町が共催し、又は後援する事業において使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、申請を要しないと町長が認めるとき。

(使用の承認)

第4条 町長は、前条の書類を受理した場合には、次の各号のいずれかに該当するときを除き、ロゴマークの使用を承認し田原本町合併60周年記念ロゴマーク使用承認決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 町の品格を害し、又は記念事業の理念を傷つけると認められるとき。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号の暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が使用することを適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用前に当該使用承認に係る物件の完成画像又は写真を町長に提出しなければならない。

（使用に係る遵守事項）

第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴマークの形状及び色彩について改変等をしないこと。

(2) ロゴマークは、使用者のみが、当該承認を受けた内容に従って使用すること。

(3) 意匠法（昭和34年法律第125号）の規定による意匠登録、商標法（昭和34年法律第127号）の規定による商標登録その他の著作物に関する自己の権利の設定、登録等をしないこと。

(4) ロゴマークの使用又は第7条の規定による使用承認の取消しに伴う損害の一切については、使用者の負担とすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

（使用料）

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用承認の取消し）

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すものとする。

(1) 使用者が第4条第1項各号のいずれかに該当し、又は第5条に規定する遵守事項に違反したとき。

(2) 使用者が偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により使用承認の取消しを決定したときは、田原本町合併60周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第3号）により当該使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、前項の通知があった日以後ロゴマークを使用してはならない。

(事務の取扱い)

第8条 ロゴマークに係る事務の取扱いは、総務部人事課が担当するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

別図(第2条関係)

田原本町合併60周年記念ロゴマーク

